

病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善計画＝令和7年度＝

医 師

概要

1 医師数（令和7年4月1日現在）	177 名	（うち初期研修医 27名）
2 期間中の勤務状況	《対象期間》	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
（1）平均残業時間	月平均	43.8 時間/月
（2）当直回数	月平均	1.3 回
（3）有給休暇の取得	年平均	10.6 日/年

評価体制

○勤務医負担軽減に係る責任者：院長
○勤務医の負担軽減を図るため、年2回以上「管理会議」にて目標設定・実績評価を行う。また、「働き方改革会議」を設置し、長時間労働の縮減及び休暇の取得促進に努める。
管理会議の構成員：各診療科の長、看護部長、コメディカル各部門の長、事務局管理職
働き方改革会議の構成員：院長、副院長

年度計画

項 目	7年度の計画 具体的な取り組み内容
■医師と多職種における役割分担	
初診時の予診の実施	医師クランクによる初診時のカルテ（予習カルテ）入力について、実施診療科の拡大と質の向上を図る。 ※現在実施している診療科：内科、神経内科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科
静脈採血等の実施	すべての入院病棟に輸血・抗がん剤の静脈路確保ができる看護師を配置、増員できるよう育成を促進する。 また、造影剤の静脈路確保については診療放射線技師と放射線部専属看護師によるチームで行う。
入院の説明の実施	各診療科看護師、入退院支援担当看護師、医事課職員が分担して入院説明、情報収集等を行う。 「患者総合支援センター」開設後は、説明業務の一本化を予定している。
検査手順の説明の実施	医師の説明後、看護師が注意事項や準備項目等の説明、内服薬等の確認を行う。
特定行為看護師配属部署における手順書や事前に取り決めたプロトコルに基づく採血、処置、薬剤調整等の実施	特定行為看護師による動脈血採血、橈骨動脈ライン確保、薬剤調整等を実施する。
服薬指導	患者の治療への理解と服薬コンプライアンスの向上のために、薬剤師による服薬指導を推進する。件数の増加と質の向上を図る。
外来化学療法時の診察前確認	外来でがん化学療法を受ける患者に対して、医師の診察前に薬剤師が服薬状況、副作用状況等の確認評価をしたうえで医師への情報提供、処方提案を行う。
■医師の勤務体制等にかかる取り組み	
当直翌日の業務内容に対する配慮	手術予定前日の当直の削減や、当直翌日の業務の軽減を図る。
育児介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	育児短時間勤務の医師の雇用と制度の利用拡大を推進する。